

2022 Jessup 国際法模擬裁判大会

国内予選補足規則

**JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO
OFFICIAL RULES**

日本国際法学生協会

Japan International Law Students Association

目次 (TABLE OF CONTENTS)

<u>目次 (TABLE OF CONTENTS)</u>	<u>1</u>
<u>NATIONAL RULE 1.0 大会組織 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 1.0)</u>	<u>4</u>
<u>1.1 National Administrator</u>	<u>4</u>
<u>1.2 学生運営委員会</u>	<u>4</u>
<u>1.3 Team Advisor 会議</u>	<u>4</u>
<u>1.4 運営委員会</u>	<u>5</u>
<u>1.5 開催地</u>	<u>5</u>
<u>1.6 解釈権者</u>	<u>5</u>
<u>1.7 責任</u>	<u>5</u>
<u>NATIONAL RULE 2.0 参加および資格 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO RULE 2.0)</u>	<u>6</u>
<u>2.1 参加校</u>	<u>6</u>
<u>2.2 複数校による合同チームの禁止</u>	<u>6</u>
<u>2.3 一チームにおける原告・被告双方の代理人</u>	<u>6</u>
<u>2.4 一大学からの複数チームの出場</u>	<u>6</u>
<u>NATIONAL RULE 3.0 国内予選参加登録 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 3.0)</u>	<u>6</u>
<u>3.1 期日</u>	<u>6</u>
<u>3.2 参加登録</u>	<u>6</u>
<u>3.3 チームナンバー</u>	<u>7</u>
<u>NATIONAL RULE 4.0 裁判官 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 4.0)</u>	<u>7</u>
<u>4.1 裁判官の決定</u>	<u>7</u>
<u>4.1.1 T.A.による弁論裁判官</u>	<u>7</u>
<u>4.1.2 審理の重複</u>	<u>7</u>
<u>4.2 裁判官の公表</u>	<u>7</u>
<u>4.3 参加校の義務</u>	<u>8</u>
<u>4.4 ベンチメモランダム</u>	<u>8</u>
<u>NATIONAL RULE 5.0 クラリフィケーション (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULES 5.0)</u>	<u>8</u>

<u>NATIONAL RULE 6.0 メモリアル (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULES 6.0)</u>		9
<u>6.1</u>	<u>提出</u>	9
<u>6.1.1</u>	<u>紙面遅刻・不着の抗弁</u>	9
<u>6.1.2</u>	<u>電子メール遅刻・不着の抗弁</u>	10
<u>6.1.3</u>	<u>電子データと紙面の同一性</u>	10
<u>6.2</u>	<u>メモリアルの書式</u>	10
<u>6.3</u>	<u>言語</u>	10
<u>6.4</u>	<u>メモリアルの一体性</u>	10
<u>NATIONAL RULE 7.0 弁論 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 7.0)</u>		11
<u>7.1</u>	<u>チームメンバーの登録</u>	11
<u>7.2</u>	<u>補佐人</u>	11
<u>7.3</u>	<u>予定弁論者以外による弁論</u>	11
<u>7.4</u>	<u>偵察の禁止</u>	11
<u>7.5</u>	<u>対戦校の遅刻</u>	12
<u>7.6</u>	<u>N.A.による監督</u>	12
<u>7.7</u>	<u>法廷の撮影、録画</u>	12
<u>7.8</u>	<u>使用される言語</u>	12
<u>7.9</u>	<u>弁論時間の計測</u>	12
<u>NATIONAL RULE 8.0 予選トーナメント進行手続 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 8.0)</u>		12
<u>8.1</u>	<u>言語に応じたラウンドの別</u>	12
<u>8.2</u>	<u>世界大会への進出</u>	13
<u>8.3</u>	<u>対戦校メモリアルの返還</u>	13
<u>8.4</u>	<u>選択権の行使</u>	13
<u>8.5</u>	<u>大会の終了</u>	13
<u>NATIONAL RULE 9.0 得点集計 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO RULE 9.0)</u> ..		13
<u>9.1</u>	<u>準決勝ラウンドの手続</u>	13
<u>9.2</u>	<u>順位</u>	14
<u>9.3</u>	<u>結果の報告</u>	14
<u>9.4</u>	<u>Hardy C. Dillard Award への進出</u>	14

<u>NATIONAL RULE 10.0 罰則 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 10.0)</u>	
<u>..... 14</u>	
<u>10.1</u>	<u>一般手続..... 14</u>
<u>10.2</u>	<u>メモリアルに関する罰則..... 14</u>
<u>10.3</u>	<u>弁論に関する罰則..... 15</u>
<u>NATIONAL RULE 11.0 賞 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 11.0)</u>	
<u>..... 16</u>	
<u>11.1</u>	<u>賞の種類..... 16</u>
<u>11.2</u>	<u>順位の発表..... 17</u>
<u>NATIONAL RULE 12.0 国内予選補足規則の改正 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 12.0)</u>	
<u>..... 17</u>	
<u>附則..... 18</u>	

NATIONAL RULE 1.0 大会組織 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 1.0)

1.1 National Administrator

National Administrator (以下「N.A.」という。)は世界大会事務局長 (Executive Director) の代理人であり、Jessup 国際法模擬裁判大会日本国内予選 (以下「国内予選」という。)の計画、調整、委任、および実施のあらゆる段階において代表責任者となる。N.A.は、Jessup 国際法模擬裁判世界大会 (以下「世界大会」という。)の日本代表を決定する。

1.2 学生運営委員会

- (a) 国内予選は N.A.の授権のもと、日本国際法学生協会 (以下「JILSA」という。)学生運営委員会により準備・運営される。
- (b) N.A.は以下の役職を学生運営委員より選任する。
 - (1) 規則担当学生運営委員 (Executive for Rules)
 - (2) 裁判官担当学生運営委員 (Judge Coordinator)
 - (3) スコア担当学生運営委員 (Chief Scorekeeper)
 - (4) 廷吏・タイムキーパー担当学生運営委員 (Bailiff Coordinator)
 - (5) その他必要な委員
- (c) 学生運営委員会の規則・組織・運営などに関しては JILSA 規則がこれを定める。

1.3 Team Advisor 会議

- (a) Team Advisor (以下「T.A.」という。)とは参加校のサークルの顧問、ゼミの担当教員またはチームのコーチのことを指すものとする。
- (b) N.A.は T.A.会議の定例会を年 1 回招集することができる。
- (c) 運営委員会は T.A.会議の臨時会を招集することができる。
- (d) T.A.会議の総意で N.A.および 10 名以内の運営委員を選出するものとする。

1.4 運営委員会

- (a) 運営委員会は以下の事項について審議し、N.A.に助言する。
- (1) 予選ラウンド弁論裁判官
 - (2) 準決勝および決勝弁論裁判官
 - (3) 書面裁判官
 - (4) 国内予選補足規則（以下「本規則」という。）
 - (5) 開催地域
- (b) 各運営委員は運営委員会の招集を求めることができる。

1.5 開催地

開催地域については参加校の意見を考慮したうえで N.A.が決定する。詳しい開催地の決定は学生運営委員会が行なう。

1.6 解釈権者

本規則の最終解釈権は N.A と Executive Director にある。

1.7 責任

- (a) JILSA 構成校は学生運営委員会に対して、学生運営委員会の指定する期日までに構成校代表の連絡先（メールアドレスを含む）を通知しなければならない。また、学生運営委員会は、年度毎に構成校代表の連絡先を更新する。
- (b) JILSA 構成校代表宛の郵便、および電子メールはその大学宛の公式文書となる。
- (c) JILSA 構成校は学生運営委員会に対して、学生運営委員会の指定する期日までに参加校の T.A.の教員名を通知しなければならない。

NATIONAL RULE 2.0 参加および資格 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO RULE 2.0)

2.1 参加校

参加校とは、JILSA 規則に基づき登録済みの構成校のうち、当該年度国内予選の参加登録をした各大学の団体をいう。

2.2 複数校による合同チームの禁止

複数校による合同チームの結成は、これを禁止する。

2.3 一チームにおける原告・被告双方の代理人

一チーム内で、原告・被告双方の代理人を行うメンバーが所属するチームは、学生運営委員会に対して、学生運営委員会の指定する期日までにその旨を通知しなければならない。

2.4 一大学からの複数チームの出場

一大学からの複数チームの出場は、世界大会公式規則 2.1 (以下「公式規則」という。)の通り、ILSA に申請し、認可された場合にのみ可能とする。2018 年度の国内予選に関しては、本規定は、一大学から英語で弁論を行うチームと日本語で弁論を行うチームの平行出場ができないことを確認する趣旨である。

NATIONAL RULE 3.0 国内予選参加登録 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 3.0)

3.1 期日

国内予選参加登録は学生運営委員会の指定する期日までに行なわれなければならない。

3.2 参加登録

- (a) 国内予選参加登録は、学生運営委員会の指定する方法による登録申請の到着をもって完了されるものとする。

- (b) 参加校は、国内予選参加登録料を支払う必要はない。ただし、公式規則 3.1 の規定上の ILSA に対する世界大会参加登録料の支払いについてはこの限りではない。
- (c) 公式規則 3.1（参加登録）に定められた登録の未完了が判明した場合、参加校たる地位を失う。

3.3 チームナンバー

公式規則 3.5 に規定する公式チームナンバーは、国内予選の場合にもチーム識別のためにも、これを使用する。

NATIONAL RULE 4.0 裁判官 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 4.0)

4.1 裁判官の決定

弁論・書面裁判官は、公式規則 4.2、および以下に定める資格を有する者の中から、N.A.の承認を受けた上で裁判官担当学生運営委員により決定・委嘱される。

4.1.1 T.A.による弁論裁判官

T.A.は、適切な処置がとられれば、直接関係を持たない大会参加校間の対戦において弁論裁判官となることができる。

4.1.2 審理の重複

公式規則 4.6 の規定にかかわらず、準決勝ラウンドおよび決勝ラウンドにおいて、N.A.は、大会の最善の利益に資する場合、裁判官に対して、以前に審理を行ったことのあるチームの審理を行うことを許可することができる。この審理には、原被逆側のパートの審理だけでなく、原被同じ側のパートの審理を含む。

4.2 裁判官の公表

- (a) 書面裁判官、予選ラウンド弁論裁判官については、大会当日まで公表されない。
- (b) 準決勝ラウンド裁判官、決勝ラウンド裁判官については、準決勝ラウンド、決勝ラウンド進出校発表時に公表される。

- (c) 準決勝ラウンド裁判官および決勝ラウンド裁判官を予め委嘱しておく場合は大会前に公表することができる。この場合は適正な措置が講じられれば、公式規則 4.3 (Team Advisor による裁判官) および公式規則 4.5 (弁論ラウンドにおける利益相反) の適用は除外される。

4.3 参加校の義務

各参加校は裁判官予定者が公式規則 4.3 (Team Advisor による裁判官) および 4.5 (弁論ラウンドにおける利益相反) に該当した場合は遅滞なく学生運営委員会に通知しなければならない。

4.4 ベンチメモランダム

裁判官用のベンチメモランダム (Bench Memorandum) は厳密に機密が守られなければならない。ただし、運営委員、学生運営委員についてはこの限りではない。ベンチメモランダムの内容を参照した運営委員および学生運営委員は、自らが所属する大学のチームの書面および弁論の準備に関与してはならない。ただし、公式規則 2.9 に列挙されている事項に関しては、この限りではない。また、公式規則 2.14 に従わなければならない。

NATIONAL RULE 5.0 クラリフィケーション (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULES 5.0)

公式規則 2.16 (問題文のクラリフィケーション) の規定するクラリフィケーションが学生運営委員会の指定する期日までに公表されない場合、クラリフィケーションは公表されなかったものとして扱われる。

NATIONAL RULE 6.0 メモリアル (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULES 6.0)

6.1 提出

- (a) 各チームは、学生運営委員会の定める期日までに以下のコピーを送付しなければならない。
 - (1) 速達書留郵便により、紙面の形式で原被各々のメモリアルのコピーを学生運営委員会の指定する部数
 - (2) 学生運営委員会の指定したアドレスへ電子メールで、Microsoft Word の形式（ファイル拡張子は.doc または.docx に限る。）の原被各々のメモリアルのコピーを一部ずつ
- (b) 各チームは、前条 2 号に従って電子メールを送信したときに、その画面のスクリーンショットを撮らなければならない。
- (c) 学生運営委員会の義務
 - (1) 本規則 6.1(a) による提出の受領したことを、学生運営委員会は各構成校代表に通知しなければならない。
 - (2) 本規則 6.1(a) による提出が期日までに行われていなかったことを確認した場合、学生運営委員会は当該参加校に遅刻（不着）通知を送付しなければならない。
- (d) 提出遅延罰則は、電子メールの発信時刻を基準時として算定する。

6.1.1 紙面遅刻・不着の抗弁

- (a) 紙面形式のメモリアルのコピーは、消印に記載された日付・時刻に提出されたものとみなす。
- (b) メモリアル提出の遅刻に関して、学生運営委員会の出した遅刻（不着）通知に不服がある場合は、構成校会議またはそれ以前までに配達控または郵便局の記録を学生運営委員会に提出しなければならない。

6.1.2 電子メール遅刻・不着の抗弁

- (a) 本規則 6.1(b) に従い、スクリーンショットを撮ったチームは、学生運営委員会からメモリアルを送付した電子メールの遅刻（不着）通知を受けた場合、当該メールを期日前に送信したことを示す証拠を学生運営委員会に提出することができる。期日前に送信したことを示す証拠は学生運営委員会の指定する期日までに提出されなければならない。
- (b) 上記以外のチームは、電子メール遅刻・不着に関する抗弁を行うことができない。

6.1.3 電子データと紙面の同一性

電子データ形式のメモリアルのコピーの内容は、紙面形式のメモリアルのコピーと同一でなければならない。

6.2 メモリアルの書式

メモリアルの電子データは、公式規則 5.4(b) に従い、四方に最低でも 1 inch (2.54 cm) の余白をもたせたレターサイズ (8.5 × 11 inch、1.6 × 27.9 cm) で作成されなければならない。また、電子データは読み取り専用形式であってはならない。ただし、紙面形式のメモリアルのコピーは、国際標準規格の A4 用紙 (21 × 29 3/4 cm) に印刷され、提出されなければならない。

6.3 言語

メモリアルの使用言語は英語とする。

6.4 メモリアルの一体性

メモリアルは、左端の少なくとも 2 箇所をホッチキスにより固定することで装丁されなければならない。使用されるホッチキス針は、1 本で全てのページを固定することが出来なければならない。固定が不適切であることによるメモリアルの散逸またはホッチキス針による怪我のそれがある場合その他委員が必要と認める場合には、委員は当該メモリアルの装丁をやり直すことができる。

NATIONAL RULE 7.0 弁論 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 7.0)

7.1 チームメンバーの登録

- (a) 国内予選のチームメンバーの登録は、最大 5 人までである。登録された 5 人は、国内大会終了まで全員がチームの活動にかかわることができ、いずれのラウンドにおいても弁論者となることも出来る。ただし、そのすべてが世界大会に登録を行うことを要する。
- (b) 各チームは学生運営委員会の指定する期日までに、法廷において弁論者となるものを通知する。

7.2 補佐人

公式規則 6.8 が適用される場合には、補佐人は、登録されたチームメンバーの中から選ばれなければならない。

7.3 予定弁論者以外による弁論

法廷において、本規則 7.1(b) に従って学生運営委員会へ通知した役割の変更があった場合、規則担当運営委員に対して、弁論が行われる法廷が開始される前までに通知しなければならない。ただし、対戦組み合わせにより認められない場合がある。

7.4 偵察の禁止

予選ラウンドにおいて、チームメンバーが対戦予定のチームの試合を観戦することは、厳格にこれを禁ずる。そのチームメンバーと同じ大学に所属する人間または当該メンバーの関係者についても、同様とする。入廷に際しては、学生運営委員の交付する入廷許可証を携帯していなければならない。また入廷許可証記載事項に従わなくてはならない。この規定の違反に関しては、公式規則 7.20 に記載された罰則が課される。ただし、公式規則 7.20(b) 及び (d) に規定される「非直接的な偵察」および公式規則 7.20(e) に規定される上位ラウンドにおける偵察に関しては、国内予選ではその罰則は免除される。

7.5 対戦校の遅刻

各ラウンドにおいて5分以上30分未満の遅刻があった場合、当該ラウンドの当該チームの弁論時間から遅刻分の時間を減じる。遅刻時間の算定に当たっては各法廷のTKの時計を基準とする。30分以上の遅刻があった場合には、公式規則6.7または7.17の規定に従うものとする。

7.6 N.A.による監督

弁論中に不測の事故が発生した場合にはN.A.の裁決に委ねる。

7.7 法廷の撮影、録画

参加校による明示の反対がない限り、N.A.およびJILSAは法廷の写真撮影・ビデオ録画を行うことができる。N.A.およびJILSAが、写真・録画やその他の複製について、著作権を有している。すべての国内予選参加チームは、その弁論ラウンドにおいて、記録、報道されることについて、同意したものとみなす。

7.8 使用される言語

弁論においては、裁判官・弁論者とも英語を用いなければならない。

7.9 弁論時間の計測

弁論における時間は、タイムキーパー担当学生運営委員の計測による。タイムキーパー担当学生運営委員は、学生運営委員会の定めた方法でタイムカードにより時間を表示する。

NATIONAL RULE 8.0 予選トーナメント進行手続 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 8.0)

8.1 言語に応じたラウンドの別

英語で弁論を行うチームは、英語で弁論を行う他のチームとのみ対戦する。日本語で弁論を行うチームは、日本語で弁論を行う他のチームとのみ対戦する。従って、上位ラウンドも、英語で行われるものと日本語で行われるものの二つに分けて進行する。

各ラウンドにおいて、トーナメントを構成しえないほどに参加校が少ない場合、大会の最善の利益を考慮しつつ、N.A.の裁量で判断を下すものとする。

8.2 世界大会への進出

世界大会に進出するチーム数は、公式規則 1.2 に従い決定される。公式規則 1.2 に従い決定されたチーム数が 1 の場合、英語で行われる決勝法廷で勝利したチームが、世界大会に進出する。公式規則 1.2 に従い決定されたチーム数が 2 の場合、英語で行われる決勝法廷で勝利したチームおよび敗北したチームが、世界大会に出場する。

8.3 対戦校メモリアルの返還

各ラウンド終了後、各チームは速やかに対戦校のメモリアルを廷吏に返還しなければならない。この規則に違反した場合、本規則 10.3(j) に従って減点がなされる。ただし、やむを得ない事情がある場合は、N.A.の判断により適切な措置に従うことで罰則の適用を免れることができる。

8.4 選択権の行使

準決勝ラウンド、決勝ラウンドの原告・被告選択権を持つチームは、その選択権を通知されてから 10 分以内に行使しなければならない。当該チームが選択権を行使しない場合、対戦チームは選択のために 10 分間与えられる。いずれのチームも選択権を行使しなかった場合、予選ラウンドで上位のチームが原告、もう一方が被告となる。

8.5 大会の終了

国内大会は、決勝ラウンド勝利チームの決定をもって終了されるものとする。

NATIONAL RULE 9.0 得点集計 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO RULE 9.0)

9.1 準決勝ラウンドの手續

準決勝ラウンドは、もし開催されれば、勝敗のみが決定されるものとする。

9.2 順位

- (a) メモリアル順位は、原告・被告それぞれについて、弁論でチームが用いる言語が英語であるか日本語であるかにかかわらず、高得点のチームから低得点のチームの順に作成される。
- (b) 弁論者の順位は、原告・被告それぞれについて、英語で弁論を行った者と日本語で弁論を行った者それぞれを、予選ラウンドにおける高得点の者から低得点の者の順に作成される。

9.3 結果の報告

公式規則 10.14 に定められる大会結果の報告は、大会終了後迅速に参加校へ送付される。

9.4 Hardy C. Dillard Award への進出

Hardy C. Dillard Award には、本規則 9.2 に従って原告・被告のメモリアルの得点を総合した最高を獲得したチームのメモリアルが出場権を獲得する。

NATIONAL RULE 10.0 罰則 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 10.0)

10.1 一般手続

公式規則 11.0 以下に定める罰則は以下に定める罰則とともに厳格にこれを適用する。ただし、公式規則 6.1・6.2 の失格期日、匿名性違反の罰則としての失格、および 11.2 の盗用に関する規定は国内予選では適用しない。

10.2 メモリアルに関する罰則

- (a) メモリアルに関する罰則は、規則担当学生運営委員が調査し、N.A.が最終決定権者となる。
- (b) 本規則 6.2 に関する罰則を除き、メモリアル紙面形式のコピーと電子データ形式のコピーの内容が食い違っていた場合、電子データ形式のコピーの内容によって罰則適用の判断を行う。

- (c) 罰則の適用の有無、およびその理由は、大会 1 日目終了までに大会参加校に通知される。
- (d) 罰則の適用を通知された大会参加校は、公式規則 11.1(d) に基づき反論の機会が与えられる。
- (e) 罰則の適用については、大会 3 日前までに仮通知を行う。公式規則 11.1(d) による、罰則適用に関する抗議の期間は、大会前日ないし大会 1 日目に本通知を受けた時点より起算する。
- (f) メモリアル締切日の 1 週間以上前に、規則担当学生運営委員は、罰則の適用基準に関する文書を各大会参加校に送付しなければならない。

10.3 弁論に関する罰則

- (a) N.A.は、弁論に関する罰則の適用の最終決定権を N.A.により選任された、中立な規則適用委員長に委任することができる。
- (b) 弁論に関する罰則の適用の調査は、規則担当学生運営委員が行なう。
- (c) 廷吏は規則担当学生運営委員の要請があった場合、罰則の適用の調査に協力しなければならない。
- (d) 罰則の適用申請が可能なのは、担当裁判官および対戦校のみである。
- (e) 申請を希望する対戦校は、各ラウンド終了後 15 分以内に規則担当委員に対して書面で申請しなければならない。
- (f) 罰則被適用校には、反論の機会が与えられる。ただし、この反論は罰則の適用されうる事項を知らされてから 15 分以内になされなければならない。
- (g) 規則担当学生運営委員は、担当裁判官および対戦校から罰則適用申請があった場合に限り調査を行うことができ、その結果は N.A.または規則適用委員長に報告しなければならない。
- (h) 罰則適用の有無についての結論は、理由を付してただちに、担当裁判官、両対戦校に通知されなければならない。

- (i) 公式規則 11.8 による裁量減点の被適用校には、その程度により 2 点、3 点、ないし 6 点の減点が課される。
- (j) 本規則 8.3 に違反した場合、15 点の減点が課される。

NATIONAL RULE 11.0 賞 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 11.0)

11.1 賞の種類

大会後のレセプションにおいて、JILSA は以下の賞に該当するものを発表する。

- (a) 英語弁論チーム優勝・外務大臣杯
- (b) 英語弁論チーム準優勝
- (c) 英語弁論チーム第 3 位
- (d) 日本語弁論チーム優勝
- (e) 日本語弁論準優勝
- (f) 日本語弁論第 3 位
- (g) 英語弁論最優秀ベストオーラリスト賞・筒井若水杯
- (h) 英語弁論ベストオーラリスト賞 (原告・被告)
- (i) 英語弁論オーラリスト第 2 位 (原告・被告)
- (j) 英語弁論オーラリスト第 3 位 (原告・被告)
- (k) 日本語弁論ベストオーラリスト賞 (原告・被告)
- (l) 日本語弁論オーラリスト第 2 位 (原告・被告)
- (m) 日本語弁論オーラリスト第 3 位 (原告・被告)
- (n) ベストメモリアル賞 (原告・被告)
- (o) メモリアル第 2 位 (原告・被告)
- (p) メモリアル第 3 位 (原告・被告)

- (q) 学生運営委員会特別賞

11.2 順位の発表

その他の順位の発表は JILSA によって判断される。

NATIONAL RULE 12.0 国内予選補足規則の改正 (JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO OFFICIAL RULE 12.0)

- (a) 本規則の改正は、N.A.の決定による。ただし、これに対し、運営委員会が不適當と考える場合は T.A.会議にその旨を報告しなければならない。T.A.会議が運営委員会の報告を承認した場合は、N.A.の決定は取り消される。
- (b) JILSA の学生運営委員会ないし構成校会議は、N.A.に対して本規則の改正を要請する事ができる。
- (c) N.A.の決定は 1 ヶ月以内に運営委員および学生運営委員会に報告されなければならない。また、学生運営委員会は 1 ヶ月以内に改正を構成校会議代表に対し報告しなければならない。

附則

1. 本規則は 1998 年 8 月に成立した。
2. 本規則は 1998 年 12 月に一部改正された。
3. 本規則は 1999 年 12 月に一部改正された。
4. 本規則は 2001 年 4 月に一部改正された。
5. 本規則は 2001 年 12 月に一部改正された。
6. 本規則は 2002 年 12 月に一部改正された。
7. 本規則は 2003 年 2 月に一部改正された。
8. 本規則は 2004 年 10 月に一部改正された。
9. 本規則は 2005 年 10 月に一部改正された。
10. 本規則は 2006 年 10 月に一部改正された。
11. 本規則は 2007 年 10 月に一部改正された。
12. 本規則は 2008 年 10 月に一部改正された。
13. 本規則は 2009 年 10 月に一部改正された。
14. 本規則は 2010 年 10 月に一部改正された。
15. 本規則は 2011 年 11 月に一部改正された。
16. 本規則は 2012 年 9 月に一部改正された。
17. 本規則は 2013 年 10 月に一部改正された。
18. 本規則は 2014 年 10 月に一部改正された。
19. 本規則は 2015 年 10 月に一部改正された。
20. 本規則は 2017 年 10 月に一部改正された。
21. 本規則は 2021 年 12 月に一部改正された。